

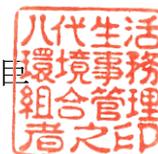
八代生活環境事務組合公告第16号

八代生活環境事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成28年八代生活環境事務組合条例第2号）に基づき、八代生活環境事務組合人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和6年9月25日

八代生活環境事務組合

管理者 藤本 一 臣



八代生活環境事務組合人事行政の運営等の状況

八代生活環境事務組合職員の給与は、条例で定められています。
また、人事管理については、適正な人員管理を行うとともに採用試験や職員研修を実施しています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況

区分	職種	試験の程度	令和6年度
競争試験	一般事務	高卒程度	0

※「採用」は前年4月2日から当年4月1日までの間の数を計上しています。

(2) 職員退職の状況（再任用職員除く）

区分	令和5年度
定年退職	0
勸奨退職	0
普通退職	1
その他（死亡退職等）	0
合計	1

※「退職」は前年4月1日から当年3月31日までの間の数を計上しています。

(3) 職員数の状況（各年度4月1日現在）（再任用職員除く）

区分	職員数（人）					
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総務課（事務局長・次長含む）	10	10	10	10	9	10
クリーンセンター	7	7	6	6	6	—
衛生センター	4	3	4	3	4	8
普通会計 合計	21	20	20	19	19	18
水道工務課（浄水場含む）	12	12	12	12	11	11
総合計	33	32	32	31	30	29

※クリーンセンター及び衛生センターの職員数には技能労務職員を含みます。

2 職員の給与の状況

(1) 職員の初任給の状況（一般職）

区分	八代生活環境事務組合	国
大学卒	196,200円	196,200円
高校卒	166,600円	166,600円

(2) 職員の平均給与月額及び平均年齢の状況（再任用職員除く）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般職・企業職	276,476円	304,337円	36.0歳
技能労務職	307,725円	337,175円	50.0歳

※平均給与には扶養手当、時間外手当などを含み、期末・勤勉手当は含みません。

(3) 職員の経験年齢別平均給料月額の状況（一般職）

区分	経験年数10年以上20年未満	経験年数20年以上30年未満	経験年数30年以上40年未満	経験年数40年以上
一般職・企業職	276,350円	382,675円	406,450円	—

注）技能労務職の経験年齢別平均給料月額は技能労務職員が若干名のため揭示していません。

(4) 職員手当の状況 (月額)

区分	八代生活環境事務組合	国
扶養手当	子…10,000円 その他の扶養親族…1人6,500円	同じ
住居手当	借家の場合…家賃に応じて28,000円を限度に支給	
通勤手当	◇自動車などを利用する場合…距離に応じて2,000円～31,600円まで支給 ◇JRなどを利用する場合…運賃に応じて55,000円まで支給	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職務の級に応じて40,400円～49,000円を支給	
休日勤務手当	休日勤務職員時間単位	
特殊勤務手当	し尿処理作業手当…5,000円	一部異なる

(5) 退職手当の状況 (令和6年4月1日現在)

勤務年数	八代生活環境事務組合		国	
	支給率 (月数)		支給率 (月数)	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤務20年	19.66月分	24.58月分	19.66月分	24.58月分
勤務25年	28.03月分	33.27月分	28.03月分	33.27月分
勤務35年	39.75月分	47.70月分	39.75月分	47.70月分
最高限度額	47.70月分	47.70月分	47.70月分	47.70月分
平均支給額 (平均勤務年数)	—	—	△	

※退職手当の平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者が若干名のため掲示していません。

(6) 職員給与費の状況 (一般会計決算：令和3年度～令和5年度) (再任用職員除く)

年度	一般会計				
	職員数	給料	職員手当等	期末・勤勉手当	計
令和3	20人	68,268千円	8,319千円	27,719千円	104,306千円
令和4	19人	62,757千円	7,546千円	23,889千円	94,192千円
令和5	19人	66,473千円	7,465千円	26,960千円	100,898千円
増減	△1人	△1,795千円	△854千円	△759千円	△3,408千円

注1) 「地方財政調査票」より。
注2) 職員手当等には退職手当、児童手当を含みません。
注3) 「増減」は、令和3年度と令和5年度を比較した数値です。

(7) 級別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

※技能労務職は除く

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
6級	事務局長の職務、次長の職務 総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	3	12.0%	323,100円	411,300円
5級	課長の職務(6級に掲げる職務を除く。)、所長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	2	8.0%	295,400円	394,000円
4級	課長補佐の職務 所長補佐の職務 主幹の職務	4	16.0%	271,600円	382,000円
3級	係長の職務 参事の職務	5	20.0%	240,900円	351,000円
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	5	20.0%	208,000円	305,200円
1級	主事の職務	6	24.0%	162,100円	249,400円

3 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（令和5年度の主なもの）

階層別研修	研修科目	研修内容	対象	参加人数	
	階層別研修	新規採用職員研修	接遇・マナー、人権学習、文書事務、仕事の基本	新規採用職員	2名
新規採用職員フォローアップ研修		仕事に必要な能力・段取り、組織の中の役割、モチベーション	新規採用職員	2名	
女性職員ステップアップセミナー		基調講演、キャリアデザイン	女性職員(5年以上)	1名	
一般職員1部研修		リーダーシップ、業務改善の必要性、実践問題解決	採用5年目職員	0名	
一般職員2部研修		ミドルリーダー、指導の基本姿勢、OJTスキル	採用10年目職員	0名	
新任係長研修		メンタルヘルス、コミュニケーション能力、マネジメント	新任係長職員	0名	
新任課長研修		役割と責任、対人関係力、部下の指導、組織目標達成力	新任課長職員	0名	
集合研修		ハラスメント研修	適切なコミュニケーションの取り方を身につける	全職員（再任用職員は除く）	29名
		人事評価者研修	評価の原則、目標設定の留意点	全職員（再任用職員は除く）	30名
		特別会計における消費税事務研修	消費税制度及び概要、消費税申告書の作成	特別会計担当職員	1名
	法制執務研修	自治体法務の現状・動向の基本的知識、立法技術の習得	法務担当職員	1名	
	契約事務研修	基礎的知識、運用実務	契約担当職員	1名	
	人事評価実務研修	評価の意義と重要性、能力評価のポイント	評価者（課長、係長等）	1名	
	コーチング研修	コーチングスキルとは、コーチング「聞く、質問、承認」について	採用10年以上	2名	
	サービス向上研修	顧客満足とは、住民対応時・電話対応時のマナー	窓口担当職員	4名	
	IT研修	エクセル、GISソフトウェア、セキュリティ	全職員（希望者）	3名	
	安全運転研修	運転の実技	職員	2名	
自衛隊研修	隊内生活体験	採用2、3年目職員	4名		

(2) 勤務成績の評定の状況（令和5年度）

	事務局長・次長級	課長級	課長補佐・係長級	一般職員
評定項目	実施せず	同左	同左	同左
評定時期	実施せず	同左	同左	同左
活用分野	実施せず	同左	同左	同左

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩時間、週休日の状況

◇1日の勤務時間7時間45分、1週間の勤務時間38時間45分

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30~17:15	12:00~13:00	土曜日・日曜日

※週休日については椎屋浄水場を除きます。

(2) 休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件	付与日数
年次有給休暇	職員の請求時	年20日を限度に付与
病気休暇	職員の負傷・疾病による療養	必要と認める期間（原則90日以内）
特別休暇 (主なもの)	結婚休暇	結婚式、旅行その他の結婚に伴う行事等 連続5日以内
	産前休暇	8週間（多胎妊娠14週間）以内に出産予定 出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合 出産翌日から8週間
	親族の死亡休暇	親族の死亡 1日~7日
	夏季休暇	6月~9月の期間における休暇 5日
子の看護休暇	中学校就学前の子の看護 年5日（中学校就学前の子が2人以上の場合は10日）以内	
組合休暇	許可を得て職員団体の業務に従事	年20日以内（無給）
介護休暇	同居家族の介護を行う	6ヶ月を超えない範囲（無給）

5 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和5年度）

	処分（事由）	件数
分限処分	—	0
懲戒処分	—	0

6 職員の服務の状況

服務に関する基本原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない根本基準のほか、次のような義務が定められています。

①法令及び上司の職務上の命令に従う義務	②信用失墜行為の禁止
③秘密を守る義務	④職務に専念する義務
⑤政治的行為の制限	⑥争議行為等の禁止
⑦営利企業等の従事制限	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉の状況

◇職員の健康診断の実施

◇熊本市町村職員共済組合・八代生活環境事務組合職員互助会による事業の実施

※職員の福祉の状況の詳細

健康診断	定期健康診断、ストレスチェック（全職員）	
	熊本市町村職員共済組合による人間ドック（職員のうち希望者）	
共済制度	熊本市町村職員共済組合の制度による。	
互助組織	名称	八代生活環境事務組合職員互助会
	加入者	八代生活環境事務組合に勤務する職員
	主な事業	会員の慶弔、その他相互扶助に関する事業など
	主な財源	職員からの会費（給料月額 \times 1/300）により運営 令和5年度収入合計： 867千円

(2) 利益の保護の状況

内容	件数
職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求	0
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	0

8 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の取得状況（令和5年度）

	新たに育児休業の対象となった職員	
	うち取得者	
男性職員	1	1
女性職員	0	0
合計	1	1

※育児休業（無給）は、育児にかかる子が満3歳になるまで取得できます。

(2) 修学部分休業の取得状況（令和5年度）

	修学部分休業の対象職員	
	うち取得者	
男性職員	0	0
女性職員	0	0
合計	0	0

※修学部分休業（無給）は、5分単位で最長2年間取得できます。

(3) 高齢者部分休業の取得状況（令和5年度）

	高齢者部分休業の対象職員	
	うち取得者	
男性職員	0	0
女性職員	0	0
合計	0	0

※高齢者部分休業（無給）は、5分単位で55歳に達した日以降より取得できます。

(4) 自己啓発等休業の取得状況 (令和5年度)

	自己啓発等休業の対象職員	
		うち取得者
男性職員	0	0
女性職員	0	0
合計	0	0

※自己啓発等休業（無給）は、最長3年間取得できます。

(5) 配偶者同行休業の取得状況 (令和5年度)

	配偶者同行休業の対象職員	
		うち取得者
男性職員	0	0
女性職員	0	0
合計	0	0

※配偶者同行休業（無給）は、最長3年間取得できます。

9 その他

特別職の報酬等の状況

	区分	報酬額	
報酬	管理者	年額	20,000円
	副管理者	年額	17,000円
	監査委員	日額	5,300円～5,600円
	議長	年額	20,000円
	副議長	年額	17,000円
	議員	年額	15,000円